

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 柳村 一

1 日時

令和7年10月6日（月曜日）

午前10時0分開会、午後2時10分散会

（うち休憩 午前11時56分～午後1時0分）

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

柳村一委員長、村上秀紀副委員長、千葉伝委員、川村伸浩委員、軽石義則委員、千葉秀幸委員、ハクセル美穂子委員、中平均委員、木村幸弘委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

高橋担当書記、古澤担当書記、工藤併任書記、佐々木併任書記、佐藤併任書記、金併任書記

6 説明のため出席した者

(1) 商工労働観光部

箱石商工労働観光部長、橋場副部長兼商工企画室長、
下川定住推進・雇用労働室長、小野ものづくり自動車産業振興室長、
畠山観光・プロモーション室長、齋藤商工企画室企画課長、
菅原経営支援課総括課長、田澤産業経済交流課総括課長、
小野寺定住推進・雇用労働室雇用推進課長、菅原定住推進・雇用労働室労働課長、
熊谷ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長、
加藤観光・プロモーション室プロモーション課長

(2) 県土整備部

上澤県土整備部長、岩崎技監兼河川港湾担当技監、
加藤副部長兼県土整備企画室長、小野寺道路担当技監、
小野寺まちづくり担当技監、佐々木技術参事兼河川課総括課長、
石川県土整備企画室企画課長、阿部県土整備企画室用地課長、
久保田建設技術振興課総括課長、高瀬道路建設課総括課長、
澤田道路環境課総括課長、君成田砂防災課総括課長
千葉都市計画課総括課長、佐々木下水環境課総括課
刈谷建築住宅課総括課長、伊藤港湾空港課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

イ 議案第6号 令和7年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

(3) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第8款 土木費

第2条第2表中

1 追加中 2及び3

2 変更中 2～13

イ 議案第8号 令和7年度岩手県流域下水道事業会計補正予算(第1号)

ウ 議案第13号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し
議決を求めることについて

エ 議案第16号 特定都市河川浸水被害対策法施行条例

オ 議案第19号 一般国道281号(仮称)下平トンネル築造工事の請負契約の締結に
関し議決を求めることについて

カ 議案第20号 財産の取得に関し議決を求めることについて

キ 議案第21号 訴えの提起に関し議決を求めることについて

ク 議案第22号 和解の申立てに関し議決を求めることについて

(4) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○柳村一委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

本日は常任委員会改選後、最初の委員会審査でありますので、執行部の職員を紹介いたします。

初めに、四戸克枝労働委員会事務局長を御紹介いたします。

○四戸労働委員会事務局長 労働委員会事務局の四戸克枝でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

○柳村一委員長 この際、四戸労働委員会事務局長から労働委員会事務局の職員を御紹介願います。

○四戸労働委員会事務局長 駒木豊広審査調整課総括課長です。

○柳村一委員長 どうもお疲れさまでした。

次に、箱石知義商工労働観光部長を御紹介いたします。

○箱石商工労働観光部長 箱石でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○柳村一委員長 この際、箱石商工労働観光部長から商工労働観光部の職員を御紹介願います。

○箱石商工労働観光部長 それでは、商工労働観光部の職員を名簿順に2回に分けて御紹介いたします。委員長から向かって左手側から順次御紹介いたします。

橋場友司商工労働観光部副部長兼商工企画室長です。ふるさと振興部首席ふるさと振興監を兼任しております。

下川知佳定住推進・雇用労働室長です。

小野和紀ものづくり自動車産業振興室長です。

畠山剛観光・プロモーション室長です。

齋藤深雪商工企画室企画課長です。ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監を兼任しております。

菅原伴和経営支援課総括課長です。

田澤清孝産業経済交流課総括課長です。

中村亨産業経済交流課地域産業課長です。

小野寺こずえ定住推進・雇用労働室雇用推進課長です。ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監及び保健福祉部子ども子育て支援室少子化対策監を兼任しております。

菅原俊樹定住推進・雇用労働室労働課長です。保健福祉部子ども子育て支援室少子化対策監を兼任しております。

熊谷克行ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長です。

高橋政喜ものづくり自動車産業振興室特命参事兼自動車産業振興課長です。

菊地浩記ものづくり自動車産業振興室産業集積推進課長兼就業支援担当課長です。

加藤裕靖観光・プロモーション室プロモーション課長です。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○柳村一委員長 お疲れさまでした。

次に、上澤和哉県土整備部長を御紹介いたします。

○上澤県土整備部長 ただいま御紹介いただきました上澤です。よろしくお願ひします。

○柳村一委員長 続きまして、岩崎等技監兼河川港湾担当技監を御紹介いたします。

○岩崎技監兼河川港湾担当技監 ただいま御紹介いただきました岩崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○柳村一委員長 この際、上澤県土整備部長から県土整備部の職員を御紹介願います。

○上澤県土整備部長 県土整備部の職員を名簿順に2回に分けて御紹介いたします。私の左手側から順次御紹介いたします。

加藤真司副部長兼県土整備企画室長です。

小野寺淳道路担当技監です。

小野寺哲志まちづくり担当技監です。

佐々木雅章技術参事兼河川課総括課長です。

石川大洋県土整備企画室企画課長です。

阿部忠嘉県土整備企画室用地課長です。

久保田和憲建設技術振興課総括課長です。

吉田直矢建設技術振興課技術企画指導課長です。

高瀬文明道路建設課総括課長です。

澤田仁道路環境課総括課長です。

続きまして、菊地博河川課流域治水課長です。

君成田忠伸砂防災害課総括課長です。

千葉絵理都市計画課総括課長です。

阿部忠都市計画課景観まちづくり課長です。

佐々木克幸下水環境課総括課長です。

刈谷洋祐建築住宅課総括課長です。ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監を兼任しております。

箱石貴文建築住宅課建築指導課長です。

佐藤英明建築住宅課技術特命参事兼営繕課長です。

伊藤秋彦港湾空港課総括課長です。

高橋利典収用委員会事務局長です。

以上です。よろしく願いいたします。

○柳村一委員長 お疲れさまでした。

次に、小島純企業局長を御紹介いたします。

○小島企業局長 小島でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○柳村一委員長 この際、小島企業局長から企業局の職員を御紹介願います。

○小島企業局長 企業局の職員を御紹介いたします。

浅沼玉樹次長兼経営総務室長でございます。

高橋浩技師長でございます。

千徳大輔経営総務室経営企画課長でございます。

白井孝明業務課総括課長でございます。

遠藤城幸業務課電気課長でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○柳村一委員長 お疲れさまでした。

以上で執行部職員の紹介を終わります。

執行部入室のため、しばらくお待ちください。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費及び議案第6号令和7年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）、以上の2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○橋場副部長兼商工企画室長 議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第3号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の9ページをごらん願います。当部関係の歳出補正予算は、5款労働費の474万円の増額でございます。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の35ページをごらん願います。5款労働費、2項職業訓練費、2目職業訓練校費の説明欄でございますが、公共職業能力開発費は産業技術短期大学の施設等整備に要する経費について、設備改修工事の計画変更に伴い、所要額を補正しようとするものであります。また、職業能力開発校及び産業技術短期大学校において、大学等における修学の支援に関する法律の一部改正に伴い、多子世帯の授業料等を免除することから、既納の免除対象者に対して還付しようとするものであります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。議案（その1）の28ページをごらん願います。議案第6号令和7年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）でございますが、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7,726万1,000円としようとするものであります。

29ページにまいりまして、歳入は、2款繰越金は前年度からの繰越額の確定に伴い、増額しようとするものであります。3款諸収入は、中小企業高度化資金の前年度からの繰越額の確定に伴い、償還元金を減額しようとするものであります。

30ページにまいりまして、歳出は、1款小規模企業者等設備導入資金貸付費は、前年度からの繰越額の確定に伴い、償還金及び一般会計への繰出金を減額しようとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉秀幸委員 私からは公共職業能力開発費について伺います。今回は岩手県立産業技術短期大学本校の改修に伴う設計費ということで、設立から28年が経過したことによる老朽化、それから設備に低濃度PCB廃棄物が含まれる可能性があると同っておりますが、まずは改修に至った経緯について御説明いただきたいと思います。

○菅原労働課長 経緯といたしましては、エレベーターの保守点検時に、業者から設備の経年劣化、さらに低濃度PCB廃棄物を含む可能性のある機器があり、設備を更新したほうがいいのではないかと指摘があったため、今回の補正予算計上に至ったものです。

○千葉秀幸委員 低濃度PCB廃棄物とは、具体的にどういう影響を及ぼすのですか。学生を含め、エレベーター利用者に身体的な影響を及ぼすものなのか、その辺を教えてください。

○菅原労働課長 今回の案件では、エレベーターの機械室に低濃度PCB廃棄物を含む可能性のある機器があるということで、人が乗る設備自体ではないと聞いております。低濃度PCB廃棄物とは、一般的には、電圧調整器などの機器に隠れているものという話ですので、利用者への直接的な影響という心配はないと理解しております。

○千葉秀幸委員 直接的な被害はないということで、まずは一安心しました。ただ、今回そういったものが確認され、それが老朽化やメーカーに起因する可能性があるとするれば、県が管理する他の施設にも同様の可能性があるのではないかとと思うのですが、所管外かもしれませんけれども、御回答いただけるのであればよろしく申し上げます。

○菅原労働課長 申し訳ございません。他部局の状況は承知しておりませんが、私たちの所管する職業能力開発校におきましては、産業技術短期大学水沢校にもエレベーターがございますが、そちらもそういうものが含まれる可能性があるということで、改修工事に着手しております。いずれも、含まれているかいないかはまだわからない状況でございますが、今後そういったものが出れば適正に処分するというところで考えております。

○千葉秀幸委員 今回は設計費ということで、今後必要があれば当然設備改修に入っていくと思いますが、当面のスケジュール感をお示してください。

○菅原労働課長 矢巾本校のエレベーターにつきましては、今のところ、来年度以降に改修工事を行うというスケジュールで進めております。

○千葉秀幸委員 最終的に完了するのはどの辺がめどでしょうか。

○菅原労働課長 現時点では、令和8年度中に工事が完了するという整理で進んでおります。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から地方独立行政法人岩手県工業技術センターの第5期中期目標について発言を求められておりますので、これを許します。

○熊谷特命参事兼ものづくり産業振興課長 地方独立行政法人岩手県工業技術センターの業務運営に関しては、地方独立行政法人法の規定に基づく中期目標を県が策定しており、本年度が第4期中期目標期間の最終年度であることから、次期中期目標を定める必要がございます。この目標につきましては、12月議会に提案し、御審議いただく予定としておりますが、本日は中間案として現時点の検討状況をお手元の資料地方独立行政法人岩手県工業技術センターの第5期中期目標についてに基づき御説明させていただきます。

2ページ目をお開き願います。2ページ目に地方独立行政法人岩手県工業技術センターの概要を記載しております。センターは、製造業を中心とする企業等に対して技術支援を行う試験、研究機関であり、平成6年に岩手県工業試験場と岩手県醸造食品試験場が統合して岩手県工業技術センターとなり、平成18年には地方独立行政法人へ移行しております。主要業務は、技術相談、試験研究、共同研究などであります。

3ページ目、地方独立行政法人法についてをごらん願います。上から3段目、中期目標の項目ですが、地方独立行政法人の設立団体の長は、法人が達成すべき業務運営に係る中期目標を定めることとなっており、その際には地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経ることとされております。

4ページ目、第5期中期目標の策定に当たっての基本的な考え方をごらん願います。まず、(1)の令和3年度から今年度までの第4期中期目標期間における評価と実績ですが、期間評価、年度評価のいずれも5段階評価の上から2番目のA、目標を達成しております。

次に、(2)の本県製造業の現状と課題でございます。近年、本県では自動車、半導体を初めとした生産機能の集積が進み、この第4期期間中に製造品出荷額が過去最高に達しました。今後、次なる発展を見据えた積極的な取り組みが必要と考えられます。一方で、人口減少やコスト増大、AIを初めとした技術革新の加速など企業を取り巻く環境が著しく変化しております。このため、短期的には環境変化に的確に対応した企業等の成長の促進、中長期的には新たな価値や次なる中核産業の創出、育成が必要と考えております。

このような課題を踏まえ、(3)の次期目標策定に当たっての基本的な考え方を設定いた

しました。①、人口減少社会や技術革新の進展に対応した企業等の確実な成長に向け、生産性の向上、高付加価値化、人材育成などの総合的な技術支援の推進。②、本県製造業のさらなる成長と地域社会の持続的な発展に向け、技術シーズ創生から実用化・事業化まで一貫した支援、新事業・新産業の創出につながる研究開発及び企業支援の推進。③、これらの取り組みを推進するため、センターの経営資源の一層の効果的・効率的な配置等による支援体制の強化と安定的な業務運営の推進。この3点を基本的な考え方として、目標素案を作成しております。

5 ページ目には、第5期中期目標素案の概要を記載しております。目標の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。主なポイントを御説明させていただきます。まず、県の重点施策に直結する項目、Ⅱの1、ものづくり産業及び地場産業の高度化・高付加価値化に向けた支援として、いわて県民計画に基づき、県北・沿岸地域のさらなる振興も視野に、各産業への支援を推進。続いて、先ほど御説明させていただきました基本的な考え方の①に該当する項目として、2、企業の成長に向けた総合的な支援では、社会経済や技術革新の動向を踏まえつつ、企業のニーズや課題に対してセンターが保有する資源を活用し、企業の成長に向けた総合的な支援を推進。基本的な考え方の②に該当する項目として、3、新たな価値の創出に向けた研究開発では、技術シーズの創生から実用化・事業化まで一貫した支援、新事業・新産業などの新たな価値の創出につながる研究開発及び企業支援の推進。さらに、これらの推進に関連する基盤的項目を2つ。4、企業の成長を支える技術人材の育成として、企業の確実な成長に向け、企業の競争力強化や時代を担う産業人材の育成を推進。5、情報発信としてセンターの技術的知見、センター利用の拡大、ものづくりに対する県民の理解向上に向けた情報発信。

続いて、基本的な考え方③に該当する項目として、ⅢとⅣの部分です。業務運営や財務内容について、不断に検証を行いながら見直しなどを進め、効果的・効率的な業務運営に取り組むことを目標として設定しております。

本素案に対しましては、9月に開催された地方独立行政法人評価委員会において適当である旨御意見いただいておりますが、幾つか確認を求められておりますので、その内容の調整を行った上で、12月議会に提案する予定であります。

なお、6ページから9ページに素案の全文につきましても添付しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○村上秀紀委員 それでは、何点か質問してまいります。まず、一戸町の御所野遺跡の地域振興へ向けた活用の取り組みについて伺います。

世界遺産の北海道・北東北の縄文遺跡群の構成資産である御所野遺跡は、令和3年7月に世界遺産に登録されてから、この7月で4周年を迎えております。遺跡を核とした国内外に向けたプロモーションについては、1年前に要望した際、みちのく潮風トレイルなど

と組み合わせたモデルコースの設定や各種イベント等を活用した情報発信の強化に取り組むというお話も伺っていますし、また令和6年10月から12月に首都圏を中心としたプロモーションを展開するといった回答をいただいております。それらの結果などを踏まえて、現在の進捗を伺います。

また、県内には三つの世界遺産がありますが、県民の理解を深めるため、これらの特徴を生かした教育旅行などへの取り組みについては、昨年前向きな回答をいただいているところですが、この1年どのような実績があつて、今後は課題を生かし、どのように取り組んでいくのか、この2点を伺います。

○加藤プロモーション課長 私からは、前段の御所野遺跡を核とした国内外に向けたプロモーションについて御説明申し上げます。

御所野遺跡は県北地域における重要な観光資源であり、先ほど村上秀紀委員からお話のあったとおり、みちのく潮風トレイルや周辺施設と組み合わせたモデルコース、こちらは岩手県の観光ホームページにも継続的に載せているところです。あとは、イベント等を通じた情報発信にも取り組んでおり、今年度も、J R東日本重点共創エリアの指定を受け、市町村や事業者と連携し、9月から11月の3か月間、秋季観光キャンペーンを展開しております。このような首都圏を中心としたプロモーションにより、誘客拡大や広域周遊の促進に取り組んでおります。

また、今年12月からは株式会社フジドリームエアラインズと連携し、飛行機のヘッドレストカバーに御所野遺跡世界遺産登録5周年を記念した広告を出すなどの観光PRを実施する予定です。

なお、県北広域振興局において、縄文をテーマとしたデジタルスタンプラリーを7月から11月の間行っておりますし、今月17日からは秋田県北秋田市でPRパネル展などを開催しております。また、多言語化した観光ガイドブックの作成を通じた情報発信などにも取り組んでいるところです。

○畠山観光・プロモーション室長 私からは、後段御質問いただきました2点について御回答申し上げます。

まず、御所野遺跡の県民理解を深める取り組みについてですが、県では関係4道県、市町で構成する縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会に参画し、県民の理解促進に向けたフォーラムの開催、一戸町との連携による周年イベント、ごしょの縄文ウィーク2025の開催、県内小中高生に対する知事による世界遺産出前授業の実施など、幅広い世代の理解促進に取り組んでおります。

次に、世界遺産を修学旅行等に活用する取り組みについてですが、本県が有する国内最多三つの世界遺産は、それぞれ異なる時代に属しており、それぞれに産業、歴史、文化のさまざまな学びがあることから、単なる観光資源としてだけではなく、教育的価値の高い財産であり、これは近年教育旅行で重要視されている探究、体験のテーマともマッチするものと認識しております。県では、このような特徴をアピールしながら、公益財団法人岩

手県観光協会と連携した世界遺産を含むモデルコースの設定、本県へ来訪の多い北海道をはじめ大都市圏における学校関係者及び旅行会社を対象とした教育旅行説明会の開催、また、学校や旅行会社への訪問などを実施し、県外からの教育旅行のさらなる誘致拡大に取り組んでおります。

このような取り組みによる実績としましては、御所野遺跡に直結した数字はなかなか把握しておりませんが、例えば令和5年度に一戸町へ教育旅行でいらした学校は41校で、1,384人の児童生徒が御所野遺跡に御来場いただいているところです。令和6年度は、これが43校になり、来場した児童生徒数は1,387人と、皆様の努力により、少しずつではありますが、上向きと認識しております。

今後におきましても、三つの世界遺産という財産を活用し、教育旅行も含めて多くの方々に御来県いただけるよう取り組んでまいります。

○村上秀紀委員 では、先にプロモーションの件についてお話を伺います。さまざま取り組まれているのはよくわかりました。後の教育旅行では数字が出ていましたが、取り組みの結果、一戸町を訪れる人がどのくらいふえたとか、あるいは地域にどれくらいお金が落ちたとか、そういったあたりをはかっているものがあれば伺いたいですし、あとは、教育旅行でも同じく、例えば一戸町の飲食店や商店、あるいは宿泊施設でどのようにお金が動いたかまで、もし把握されていれば伺いたいです。

○加藤プロモーション課長 ただいまの御質問ですが、一戸町という単位で入り込み者数をはかっているものが手元にありませんので、お調べしてから、後ほどお話しさせていただきます。

○畠山観光・プロモーション室長 取り組みにより地域にどれくらいお金が落ちたかという数字までは把握していない状況ですが、少なくともいらした方々は滞在されている間に、それなりにいろいろなものを見たり購入したりしていますので、効果は出ているものと理解しております。

○加藤プロモーション課長 失礼いたしました。手元に資料がありましたので、改めて御説明申し上げます。一戸町の延べ人数による入り込み客数は、令和5年度が33万9,109人、最新の令和6年度では36万3,391人で前年度比107.2%となっております。

○村上秀紀委員 昨年从去年からここ1年でそれぞれの取り組みにより、こうして数値が上がりながらも、おそらく検証の中では課題も出てきていると思います。資料提供で構いませんので、こういったことが課題になっていて、今改めてこういったブラッシュアップを行っているかというところを、ぜひ後でそれぞれ伺えればと思います。

もう一点伺いたいのですが、県北地域の企業振興ということで、これまで県でも各種補助金の創設などにより支援していただいているところですが、特にも地元資本の企業においては人材の定着に苦勞していると伺っております。昨年ふるさと振興部に対し、県内の大学及び高等学校における地域産業教育の一層の充実強化の要望を行いました。例えば産学官で構成するいわて高等教育地域連携プラットフォームでは、商工労働観光部におい

でも高校生向けの企業説明会や大学生向けの講座などを開催し、各広域振興局においても地元企業の訪問ツアーや、企業人による出前講座等を実施しているという回答をいただいております。先ほどの質問と同じように、それぞれどのような実績があって、課題認識があって、今後どのようにその課題を解決しながら取り組んでいくのか伺います。

また、人材不足が深刻化する中、生産工程の効率化あるいは競争力を高めるため、DXを実現するための新たな支援策についても同じような観点から伺います。

あともう一つ、県北地域への県立産業技術短期大学の設置について、昨年は今後市町村や地元の方々の意見を丁寧に聞きながら検討を進めていくとの回答をいただいておりますが、現在どのように進んでいるか、この3点について伺います。

○小野寺雇用推進課長 県内の大学及び高等学校等における地域産業教育についてですが、村上秀紀委員からお話がありましたとおり、大学生等の県内就職や地元定着を促進するためには、県内の企業や地元産業の状況を理解してもらい、自ら将来のライフデザインを考えるキャリア教育の充実化が重要と考えております。県では、高校生向けには企業説明会、大学生向けには企業の魅力を伝える講座などを実施しているほか、県北地域におきましては中高生対象の地元企業説明会や地元企業訪問ツアー、企業人による出前講座などを実施しており、若年層の県内企業への理解促進に取り組んでおります。

今年度も県北広域振興局において、昨年度と同様になりますが、地元企業訪問ツアーを各高校で行っており、また、管内3校で出前講座を行っております。それから、要望にもございましたが、岩手県立北桜高等学校でもいろいろな取り組みがされており、昨年度は地域産業講座を3回開催しております。また、岩手県立福岡高等学校においても、キャリア講座として、第1クール、第2クールの複数回にわたり、生徒たちが地域のいろいろな事業者へ出向くという活動をしております。

それから、各高校においても、地域や自治体、産業界等との連携を図りながら、総合的な探究の時間として、インターンシップや企業見学等を行っており、地域や地元企業の理解や関心を深めるキャリア教育を推進していると承知しております。

引き続き、教育委員会を初め、関係機関、商工団体等と連携して県内企業の魅力を伝える取り組み、それからキャリア教育を一体的に進めていきたいと考えております。

○熊谷特命参事兼ものづくり産業振興課長 人口減少、物価高騰等により厳しい経営環境が続く中、企業の競争力の強化するためには、生産性や付加価値の向上につながるデジタル化の取り組みが重要と認識しております。県では、企業の現状やニーズを把握しながら産業支援機関と連携し、デジタル活用についての理解醸成、デジタル技術導入支援による高生産性、高付加価値化企業のモデルケースの創出、デジタル人材育成などに取り組んでおります。

具体的には、デジタル技術を活用した生産プロセスの最適化に向け、先ほど御説明したような地方独立行政法人岩手県工業技術センターと企業の共同研究、専門家による企業ニーズの掘り起こしから生産現場へのデジタル技術導入までの課題解決支援、製品検査工程

の省力化、自動化のためのA I 導入支援、県内I T 関連企業を対象としたものづくり企業の製造工程を学ぶ講座などを実施しております。

県内のものづくり企業では、デジタル技術の導入はまだ限定的であり、生産工程のデジタル化や収集したデータの活用など、経営全般へのデジタル技術活用には至っていないところが多いことから、企業全体としてデジタル化に取り組み、D Xにつなげていく支援の強化として、今年度から、生産工程全体のデジタル化に向けた経営者向けの講座や、技術力及び技術開発力強化に向けた支援なども実施しているところです。

○菅原労働課長 県北地域への産業技術短期大学の設置について御答弁申し上げます。現在、県北地域への産業技術短期大学の設置につきましては、県立職業能力開発施設やほかの施設も含め、再編整備計画の策定に向けて、施設全体のあり方を検討しております。具体的には、担当部職員による職業能力開発施設あり方検討ワーキンググループを設置し、人口減少下における県立職業能力開発施設の役割等について検討を進めてきたところです。

今後は、本県の産業振興の方向性や社会環境の変化を踏まえ、関係部局を構成メンバーとする再編整備に関する検討準備委員会を設置し、再編整備計画の素案作成に向けて、より具体的な検討を進める予定としております。

また、産業人材育成の方向性などを定める国の職業能力開発基本計画が来年度初めに示される見込みであり、その計画も踏まえながら、外部識者で構成する再編整備に関する検討委員会を設置し、再編整備計画の策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○村上秀紀委員 まず、出前講座等々、人材の定着に対する取り組みについて伺いましたが、それらの取り組みにより、地元企業への人材定着は実際に進んだのか、実績を伺います。

二つ目のD X実現のための支援策については、先ほど地方独立行政法人岩手県工業技術センターの次の計画における人材育成の部分で、学校との連携はどうなっているのかと思ったところでしたので、その点は安心しました。

三つ目の県北地域への産業技術短期大学の設置について、市町村や地域の方々との意見交換は、今のところはまだ行われていないのか伺います。

○小野寺雇用推進課長 高校生がメインになると思いますが、新規学卒者の就職状況において、取り組みによって人材定着につながったのかにつきまして、令和7年3月の新規高卒者の職業安定所別の状況ですが、まず、二戸市では卒業生 319 名のうち、就職者が 92 名、県内就職者が 65 名、管内就職者は 31 名となっております。また、久慈市では、卒業生 374 名のうち、就職者が 106 名、県内就職者が 73 名、管内就職者が 56 名となっております。人数的に就職希望者がかなり減ってきており、それに対する管内の就職率ですと、二戸市は 33.7%、久慈市は 56.8%と、県内から見ても、地域によって差が出てきているところです。

あとは、岩手労働局から、今年度の県内就職希望者数が発表されておりますが、内定状

況はまだ発表されておらずこれからになります。全県の動きで見ますと、県内の就職希望者は若干ふえてきております。県北地域に限ってということではなく、また、速報値です。これから見ていくことにはなりますが、若干回復の兆しが見えているのかなと思っております。

○菅原労働課長 県北地域への県立産業技術短期大学の設置に関して、市町村や地域との意見交換は行っているかというお尋ねにつきましては、現時点ではまだ行っておりません。

○村上秀紀委員 人材定着に関しては上向きの傾向が見られるということで、取り組みを行った上で、地域として底上げが図られているという認識でよろしいのでしょうか。つまり取り組みによる効果なのかというお話です。

あとは、産業技術短期大学校について、まだ市町村や地域との意見交換をされていないというお話でしたが、これは再編整備計画の策定と並行してできないものなのですか。というのも、この間ある首長から、これが発表されて2年たつが、まだ直接的にそういった意見交換の場がなく、我々の意見を全く伝えることができていないというお話がありました。専門家の方々とあわせて、やはり市町村の方々のお話も並行して聞いていただきたいという要望であります。それについての考えを伺います。

○小野寺雇用推進課長 まだ速報値ですので、正確にはお答えできませんが、就職希望者が若干ふえたということがデータに出てきており、岩手労働局の8月末の数字と、令和7年3月時点との比較では、求職者が二戸市で78名だったところが62名、それから久慈市は60名だったところが49名と、数字上は、県北地域に限ってというところは今の時点ではまだあまり状況は見えていないという気がします。ただ、全県的に見ますと、先ほど申し上げましたとおり求職者がふえている状況ですので、学校現場ではキャリア教育、それから商工団体では企業情報の発信と、連携した取り組みが徐々に進んできておりますので、それが成果となって出てくるよう引き続き取り組んでまいります。

○菅原労働課長 市町村や地域との意見交換についてですが、市町村や地域の御意見を聞くのは重要なことであり、私たちもそのように認識しているところです。どのような形で意見交換や意見をお聞きするかという手法について、現在検討している段階で、はっきり申し上げることはできませんが、御意見を踏まえて、しっかりやっていきたいと思っております。

○村上秀紀委員 県北地域への産業技術短期大学校の設置については、ぜひ早期に並行して進めていただきたいと思っております。知事のマニフェストプラス39で、新設による地域の企業振興とうたっていますから、まずは新設に向けてぜひ取り組んでいただきたいと、要望で終わります。

○軽石義則委員 最初に、地方独立行政法人岩手県工業技術センターの中期目標について1点質問させていただきます。計画の基本的な考え方はいいと思っておりますが、基本となる質の高い技術支援のためには、研究機関でもありますので、やはり市場の企業と同等の以上の設備がなければ、研究は進まないし、結果も導き出せないのではないかと思います。現在の設備の状況と、そして今後の設備投資の考え方等があればお聞かせ願いたいと思いま

す。

○**熊谷特命参事兼ものづくり産業振興課長** 軽石義則委員御指摘のとおり、技術革新や、多様化かつ高度化する企業ニーズへの対応、研究開発による新たな価値の創出など、質の高いサービスを安定的に推進していくためには、外部資金の獲得ですとか、使用料や手数料といった自己資金の獲得をきちんと安定的に行った経営をしていくことが必要だと感じております。外部資金の獲得については、他県の研究機関との連携などもさまざま取り組んでおり、ことしも採択になっている案件があります。そういったところも引き続き頑張ってもらいながら、自己収入の部分では、地方独立行政法人岩手県工業技術センターが持つ技術サービスの内容を、県民や企業にきちんと理解してもらえるよう、さまざまな方法による情報発信が必要と考えております。県としても、委託事業の中で設備投資を支援するなどの形で取り組んでいきたいと考えております。

○**軽石義則委員** そのとおりだと思いますが、今の設備ではやはり足りないのもっと外部から資金を導入して更新していかなければならなりませんし、さらに、連携企業をもっとふやしていかなければならないという現状認識のもとに、次の目標を策定していると認識していいのでしょうか。

○**熊谷特命参事兼ものづくり産業振興課長** 失礼いたしました。軽石義則委員御指摘のとおり、古くなっている設備の更新や、技術革新に対応した設備の導入が必要と認識しており、次の目標期間においても、引き続き外部資金等の獲得に努めて、企業のニーズに合った設備サービスが提供できるよう、設備投資を含めて推進していくという形で、今回の目標を考えております。

○**軽石義則委員** 具体的に目で見える目標を示しておけば、研究者も安心して研究でき、さらに技術開発に結びつくと思います。私も実際に行ってみて、この設備では研究にも限界があるのではないかと感じたこともあるので、今お聞きしました。ぜひ県民に対しても、このぐらいの投資をする、そしてそれが県全体の利益につながるということが見える目標にしていいただければと思いますので、要望としてお伝えします。

加えて、先ほど産業技術短期大学校のお話もありましたが、工業高等学校では、ここは博物館ですかと言われるような設備でみんな勉強していますので、最先端の技術を習得するためには、全てとは言いませんが、やはりそれなりの設備投資をしていかないと、技術革新に学業がついていかず、人材育成にもつながっていかないと考えております。教育委員会とも連動して、全体の共通した考え方としてつないでいったほうが、効果をもっと出るのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、県内の雇用経済状況についてお聞きします。就職活動については、先ほど県内、県外の就職率のお話がありましたが、昨年度の実績は既に発表されておりますので、それに基づき今年度の県内、県外就職の対策を進めてきたと思います。これは本来岩手労働局の業務ですが、県としても、その事情を把握した上での対応策があると思います。二重行政の課題も色々ありますが、やはり県は県として取り組むべき課題も多くあると思

いますが、現状をどのように認識をされているのでしょうか。

○**小野寺雇用推進課長** 今年度の就職内定状況についてです。岩手労働局の公表資料によりますと、高校の卒業予定者数 9,686 人のうち就職希望者は 2,134 人となっておりますが、内定状況の速報値は 10 月末頃に公表予定となっております。また、大学生の内定状況は、卒業予定者や就職希望者数が公表されておらず、速報値は、11 月末に公表予定と承知しております。直近の令和 7 年 3 月卒の公表資料から見ますと、前年と比較して高校生には 0.7 ポイント減少、大学生は 0.8 ポイント減少と、就職率としては県内就職率が高校生は 70.8%、大学生は 38.3% という状況です。コロナ禍を経て、首都圏企業の大幅な初任給の引き上げ、それから地方の大学や高校に対する大量の求人等を背景に、県内就職率は低下傾向と認識しております。県では、先ほども御説明しておりますが、大学生等を対象に県内企業の若手職員が自社の魅力を伝える講座、それから進学希望の高校生を対象に、大学の模擬授業形式で企業紹介を行う合同説明会を行っており、まず就職する方が減っておりますので、大学卒業後を見据えた事業を展開しております。あとはインターンシッププログラムの充実ですとか、SNS を活用した企業紹介や日本企業の採用力向上に取り組んでいるところです。引き続き企業の魅力を発信する取り組みとともに、いわてで働こう推進協議会を核とした働き方改革の推進等により、関係機関や団体と連携しながら、魅力ある職場環境を有する企業をふやし、県内就職率の向上を図っていく取り組みを進めていきたいと考えております。

○**軽石義則委員** 県内就職率は低下傾向にあるということです。一般質問でも最低賃金も含めてかなり議論されておりますが、厚生労働省発表の令和 7 年版労働経済分析の中に若年層は労働環境よりも賃金を重視する傾向があるとされております。そういう意味では、岩手県の賃金水準が全国と比較してどの程度なのか、県民所得がどうかということも大事な観点ではないかと思っております。最低賃金は毎年審議会で改定されておりますが、所得は原則労使で決着する賃金制度だと私は認識しております。県民所得は平均ですから、業種によってかなりばらつきもあると思いますが、県として県民所得の推移をどのように把握され、認識しているのでしょうか。

○**菅原労働課長** 県民所得についてですが、1 人当たりの県民所得という観点で御説明いたします。

最新の令和 4 年度岩手県県民経済計算年報によりますと、1 人当たりの県民所得は、コロナ禍で一時落ち込んでいましたが、令和 3 年度は前年度比 0.9% 増の 267 万 2,000 円、令和 4 年度は 1.4% 増の 270 万 9,000 円と、2 年連続増加しております。しかしながら、コロナ禍前の平成 30 年度ぐらいの水準までにはまだ戻っていない状況です。

一方、国民所得は、令和 4 年度は前年度比 3.8% 増の 327 万 4,000 円となっており、コロナ禍前を上回る状況です。国を 100 とする本県の所得水準は、令和 4 年度は前年度と比べて 2.0 ポイント低下して 82.7 となっており、国民所得との水準差は縮まっていない状況と認識しております。

○**軽石義則委員** 所得の部分は、数字をきちんと把握して取り組んでいる成果が結びついていていると思いますが、コロナ禍前と今とでは、やはり少し違うという認識とのことですが、毎月の賃金の支払い統計から、所得としての数字と、県民一人一人の実質的な賃金については、把握されているのでしょうか。

○**菅原労働課長** 実質賃金についてですが、県の毎月勤労統計調査によりますと、これは物価変動分を除いた実質賃金指数ですが、令和2年度を100としたときに、今月最新の数字は109.6と、前年同期比1.3ポイントのプラスです。ここ数年の長期的な推移を見ますと、令和4年9月から令和5年10月までは、14か月連続で前年度比マイナスという時期もありましたが、それ以降は前年度比がプラスになったりマイナスになったりという繰り返しの状況で、今は評価しづらい状況です。

○**軽石義則委員** 実質賃金がふえても、結局は、税金や社会保障料などの負担がふえます。手取りそのものについては、やはり個々の家庭にも大きな影響が出ていますから、そういうものも含めて、実質賃金の推移だと思っています。これは県でどうこうできる状況ではなく、今の税制や法制、法律を改正しなければならないところも多くあると思いますが、県としても国に対し、県民所得そのものを高めるよりも、どう県民の手取りに結びつけていくかという働き掛けも大事だと思いますが、その部分についてはどのような認識ですか。

○**菅原労働課長** まず、県の取り組みについてお話しさせていただきます。このような状況の中、御案内のとおり、県では中小企業者等賃上げ環境整備支援事業や物価高騰対策賃上げ支援金により中小企業の賃上げを支援しているのがまず1点でございます。

加えて、いわてで働こう推進協議会を核とした働き方改革の取り組みを加速させるほかに、職場の環境整備を支援することにより、暮らしやすさの目安となるいわゆる可処分時間の向上に取り組んでおります。そういうことも踏まえて、また軽石義則委員御指摘のような、いわゆる103万円の壁とか、社会保険料の問題とか、そういうものについて動向を注視していかなければいけないと思っております。

○**軽石義則委員** 把握はなかなか難しいこともあると思いますが、ただ県民が所得を得るためには、企業もしっかり支援していかなければならないというのは、これまでの賃金支援の実績を見ても、やはり多く求められているところでは。そういう部分も、今後県だけではなく、国とも連携して進めなければならない課題だと思いますが、いわゆる企業支援ということでお聞きしますが、倒産や廃業の推移をどのように把握されていますか。

○**菅原経営支援課総括課長** 県内企業の倒産、廃業等の推移について、民間調査会社の過去3年、暦年の令和4年から令和6年の数値で答弁させていただきます。

倒産件数は、令和4年が47件、令和5年が55件、令和6年が76件、それから休廃業・解散等の件数は、令和4年が287件、令和5年が331件、令和6年が354件と、いずれも増加している状況です。

○**軽石義則委員** そういう状況を把握した上で、賃金の支援金制度もつくっており、一般質問でも総額件数は質疑が交わされておりますが、具体的にどの業種で利用率が高いのか

はわかりますか。

○菅原労働課長 物価高騰対策賃上げ支援金のことでよろしいでしょうか。

○軽石義則委員 はい。

○菅原労働課長 物価高騰対策賃上げ支援金の業種別の利用状況について御説明申し上げます。

9月26日現在の申請件数ベースということで御理解いただきたいのですが、一番多い業種は建設業で、474事業者です。次に、卸売・小売業で434事業者、3番目が製造業で424事業者という状況です。

○軽石義則委員 県のアンケートでも、価格転嫁ができない、人手が確保できない、賃金負担が多いという結果が業種別で出ており、今挙げた業種の方がやはり支援金を利用しているということだと思えますが、もう少し利用しやすい制度にしてほしいという声もあります。かなり工夫して利用しやすくしていただいているとは思いますが、これも限度があって、一般質問でも次の支援制度をどうするか議論されております。そういう支援制度を国も含めて早く実施できるように、我々も一緒に取り組むことが大事ですので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

倒産件数も増加傾向にあるということでしたが、ゼロゼロ融資を含め、返済期限が迫り、経営を非常に圧迫してきているのだと思います。盛岡市でいえば、大手タクシー会社も廃業してしまう状況ですが、それらの部分について各種補助金等の現状はどのようになっているのでしょうか。

○菅原経営支援課総括課長 ただいま軽石義則委員から御指摘いただきましたとおり、ゼロゼロ融資について、8月末現在でまだ残高を有するものが全体の5割を超えており、これから返済が進む事業者が多くなっていると想定しております。

私どもの中小企業支援としては、先ほど申し上げました物価高騰賃上げ支援金のほかに、先の答弁にもございましたが、持続的に賃上げを行えるための環境整備を行う中小企業環境整備事業、これは経営革新計画の策定を要件としており、いわゆる生産性の向上であったり売り上げの拡大であったり、こういったものを関係支援団体と一緒に計画を立ていただき、設備投資等を補助しております。ほかにも、例えば災害等に備える活動に対する補助も用意しておりますし、国でも生産性向上に資するものづくり補助金や、省力化投資補助金等がありますので、これらも活用しながら、企業のいわゆる資金繰り支援あるいは補助を行っていきたいと考えております。

○軽石義則委員 さらに状況が厳しくなることも想定されますので、今までの取り組みに加え、より現場の声をしっかり反映した対応が必要となってくると思いますので、引き続き取り組んでいただくことをお願いして終わります。

○ハクセル美穂子委員 軽石義則委員がお話したことに追加した質問になりますが、賃上げの関係について伺います。先ほど大体はお話いただきましたが、私の質問の趣旨としては、今後最低賃金が上がっていき、企業はどんどん賃上げをしていかなければならな

いと思いますが、支援金があっても、それが売りに上げにしっかりと転嫁されて、売りに上げがきちんと確保されていくことが一番重要で、まずは、県内企業の売りに上げをアップさせるための長期的な伴走支援が必要だと思います。先ほど経営革新計画という話がありましたが、それにプラスで、そこまで到達しない企業への支援を、ボトムアップでどう取り組んでいくのかお聞きします。

○菅原経営支援課総括課長 先ほど御答弁を申し上げましたとおり、私どもも認識は一緒でして、賃上げが持続的に維持されるためには、生産性の向上と適切な価格転嫁がやはりキーになってくると考えております。先ほど申し上げました中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助は、経営革新計画の策定とパートナーシップ構築宣言を要件としておりますが、そこにたどり着かない皆様をどう拾うかに関しては、各地域の商工団体、それから盛岡市にある岩手県よろず支援拠点に対して、まずはそれぞれ経営相談していただくことや、場合によってはプッシュ型で支援していくことが大事になってくると思います。

いずれにしても、やはり売りに上げの拡大を目指していかないと、なかなかこの後が厳しくなってくるのはそのとおりだと思いますので、連携して相談体制を整えながら、事業者の声を拾っていくと考えているところです。

○ハクセル美穂子委員 生産性の向上や価格転嫁は、これまでもずっと議論されていて、そのとおりそこはやっていかなければいけないと思いますが、私がずっと感じているのは、販路の拡大を小さい企業からもしっかり考えていくことが大切ではないかということです。例えば地域内で商売をされている方だと、今後その地域の人口減少が進めば、その地域だけで今までカバーできた部分が売りに上げに転嫁できなくなりますから、その地域外に出たりとか、あるいは別な業態をリスクヘッジとしてやってみたりとか、そういう新しいものに取り組んでいくしか売りに上げアップはできないと思うのです。

ただ、企業規模が小さければ小さいほど、何かやってみようというときの専門的な人材もいませんから、そういった企業は、経営革新計画に到達する以前の問題になってしまうので、そこをしっかりと伴走支援していかないと、やはり倒産はふえていくのではないかと考えています。そういったところについて、これから取り組むのか、今もう取り組んでいるのか、もう一回伺います。

○菅原経営支援課総括課長 ハクセル美穂子委員に今御指摘いただきました点ですが、経営革新計画の評価委員会でいろいろ聞いていて、かなり綿密に御自身の事業の持つ強みや弱み、外部環境としてのチャンス、脅威について、各商工団体と1対1で丁寧に分析しているところが多いと感じています。その上で、販路の拡大ということで申し上げますと、最終的に経営革新計画にたどり着けばいいですが、それは計画を立てていく中で、やはりさまざまなパターンがあると思います。例えば、地域内のサービスを出張形に変え、移動販売車をつくる、あるいはインターネットを使って県外、海外へ展開していく、地域の中でサービスをふやすこともあると思います。それがどのようなものかというのは、やはり個々の事業と外部環境によっても違うと思いますので、ハクセル美穂子委員からの

御指摘は経営革新計画にまでたどり着かない事業者というイメージではあったと思うのですが、商工支援団体にそこを1対1で支援をしていただいて、その先に経営革新計画を立てることができれば、さまざまな支援がありますので、目指す方向としましては、やはり商工支援団体の皆様や、よろず支援拠点も含めて連携しながら、個別に細かく事業者の皆様の環境等を分析して、支援していく方向なのかと考えているところです。

○ハクセル美穂子委員 これまでも多分ずっと取り組まれていることですし、地元でもよく商工支援団体ともお話ししますので、わかってはいるのですが、そこからもう一步、本当にゼロゼロ融資の返済とかで大変だ、大変だと言いながら、なかなかそこから売りに転嫁できない、小さな街でやっている小さな事業者が次に行けない現状も見ています。商工支援団体でも、例えば同規模の事業者が成功した取組事例とか、そういったものを見られる環境にある方もいて、そこまで細かく支援しているところとさまざまあるので、県でも、それぞれがリーチできるいろいろなツールを商工支援団体とお話ししながら検討していただければと思います。もう少しわかりやすいものであれば、小さめの企業も一歩やってみようかと思えるのではないかと、何とか売上げを確保できるのではないかと思います。ぜひその辺のところをまた頑張ってくださいというお願いして、次の質問に移ります。

昨年度決算の主要施策の成果に関する説明書の中の仕事・収入のところ、いわて幸福関連指標の状況中54に、女性の全国との賃金格差が令和3年度よりも下がってD評価という結果が出ている理由について、令和3年度に比べて全国との賃金格差が広がったことにより女性の賃金格差も広がったという感じかと読んでおりますが、その部分についての県のお考えと、D評価という結果を踏まえ、今後どういった対策に取り組むのか伺います。

○菅原労働課長 まず、指標について実数ベースでお話ししますと、基準年である令和3年度に214.1万円だった本県の女性の賃金は、その後着実に上昇しており、令和6年度は229万3,000円という状況ですが、ハクセル美穂子委員から御指摘のありましたこの指標は比率です。一応申し上げますと、令和3年度の基準年が84.4%、目標値としては、令和5年度が85.8%、令和6年度が87%という状況です。それに対しての実績は、令和5年度が85.9%、今回が83.3%と広がっており、実は去年はA評価だったところ、今回はD評価となったものです。

その要因分析は、なかなか難しいところではありますが、一つの要因として考えられることは、全国と比較して、県内における大企業で働く労働者の割合がどうしても小さいというところではないかと考えているところです。

対策としては、物価高騰対策賃上げ支援金やいわて働き方改革推進運動の推進による生産性向上により、直接的、間接的な賃金の引き上げに取り組んでおります。あと、環境生活部所管のいわて女性デジタル人材育成プロジェクトという事業、これはデジタルスキルを習得した受講者が希望する就業スタイルで、企業とのマッチングにより新しい仕事に就くというものですが、県内企業にこの事業の情報提供を行い、より事業効果を発揮して賃

金の高い仕事に就けるよう連携しながら、女性の賃金格差縮小に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 状況についてお聞きしましたが、わからない部分もあるので、追加で伺います。

男女の賃金格差は、結局のところ就業している職種とか、正社員や派遣職員、パートというような勤務形態で生じます。全国と比べてということですが、県内で女性が多く働いている職種の賃金の伸びがあまりよくなかったとか、そういう分析もした上で、今のような形の総括的な分析になったのでしょうか。

○菅原労働課長 御指摘の点ですが、女性有業者の方について、産業分類別に岩手県と全国で相違があるのか比較しております。医療福祉関係や卸売・小売業、製造業の順で比較してみましたが、全国との目立った相違は見られなかったため、就業する業種の傾向での差ではないと感じているところです。

また、正規職員や非正規職員という勤務形態の割合も比較しました。令和4年度の就業基本構造調査のデータと御理解いただきたいのですが、むしろ岩手県の非正規職員の割合は全国平均より低く、これも直接的な要因ではないと感じているところですが、ただ、これも明確な違いではないということで、要因分析はなかなか難しいというのが正直なところです。

○ハクセル美穂子委員 業種の差でもなくて、正規職員や非正規職員の割合の差でもないということで、本当に全国の数値が純粹に上がったということだけなのか、それとももしかしたら役職に登用されている率とか、そういうものもあるのかもしれないと今の御答弁で感じたので、やはりいろいろ分析しながらやっていかなければいけないと思いました。

でも、今回はD評価でこのまま差が開いていくのではなく、ジェンダーギャップの解消に取り組む岩手県としては、やはりもう少し力を入れてぜひやっていただきたい部分もあります。ほかにも、就業したい県内企業があると回答した高校生の割合が16.4%という数字もあって、それもD評価だったのですが、今の高校生というか、県内就職をしたいと思っている人が16%しかいないというのは、結構衝撃的な数字だと私は思っています。やはりいろいろありますが、企業の努力もきちんと皆さんに伝わるようにしてほしいというのと、あとはこういった女性の割合が下がってくると、ただでさえ女性が本当に流出しているのに、もっと流出する結果になってしまうので、ぜひその辺を分析しながら、効果が出るような支援策につなげていただきたいと思います。私も一緒に研究して、いろいろ提言させていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

あともう一点、体験型旅行商品の造成の取り組みについても伺います。特定非営利活動法人久慈広域観光協議会の取り組みで、みちのく潮風トレイルを歩くインバウンド向けの旅行商品が大変素晴らしいので、ぜひ横展開をしてほしいと思っています。より多くの県内の方々に、そういう仕組みがあって、どのようにするとそれぞれの土地の特徴や自然を活用したアドベンチャーツーリズムができるというのを、ぜひ県主導で、多く県内で

造成できるように取り組んでいただきたいと思いますのですが、現在の取り組み状況と、今後の展開について教えていただきたいと思います。

○**畠山観光・プロモーション室長** 体験型旅行商品の造成の取り組みについて御質問いただきました。

ハクセル美穂子委員に御着目いただいておりますとおり、本県は、近年国内外から注目が高まるみちのく潮風トレイルを初めとして、川下り、洞窟探検、サップ船クルーズなど、特徴ある体験スポットや、ハクセル美穂子委員御当地の雫石スキー場をはじめとした国内有数のスキー場など、旅行者の皆様にも十分御満足いただける魅力ある観光資源を数多く有していると認識しております。

これらの観光資源を生かした体験型旅行商品の造成を推進するために、県では秋季観光キャンペーンなどを通じた各種取り組みとも連動して、地域の観光、宿泊、交通事業者が連携して取り組む魅力ある観光コンテンツの造成、あるいは企画の実施などに対して助成を行っておりますほか、公益財団法人さんりく基金三陸DMOセンターと連携した三陸観光プランナー養成塾の開催などにより、地域の観光人材の育成、体験型コンテンツの商品化に向けた商談会の開催などに取り組んできたところです。

また、一般社団法人東北観光推進機構と連携して、みちのく潮風トレイルを活用した高付加価値なトレッキング商品の造成などに取り組み、先ほどお話いただきました欧米やオーストラリアなどから観光客が増加している状況です。

今後も、関係の皆様と連携、協働しながら、各地の特色ある観光資源を生かして、旅行者に選ばれ、そして何度でも訪れていただけるような魅力ある旅行商品、観光地域づくりに取り組んでまいります。

○**ハクセル美穂子委員** 取り組んでいるのもすごくよくわかっておりますし、その取り組みにどうというのではないのですが、先ほど紹介したみちのく潮風トレイルの旅行商品は、2泊、3泊と、その地域で長く滞在してもらう形にしている点が素晴らしいと思っています。旅行者の方々の大きな荷物がトレイルを歩く間に運んでもらえるという、本当にかゆいところに手が届くところをきちんと商品化している点が素晴らしいので、そういうものをほかの分野でもさらに取り組んでいただきたいと思います。例えば、登山とかトレッキングをして、八幡平市から雫石町に行くとか、雫石町から秋田県のほうに行くとか、ほかにも県南地域にも山のルートありますので、そういったルートでも、大きな荷物をどうするかという問題があります。結局、1市町村だけではどうにもならない部分ですから、そこを連携させながら、長期滞在してもらう商品をつくっていくというのも今後すごく必要になってくるのではないかと思います。よい例が久慈市にありますので、それを参考にまた展開できるような取り組みにしていいただければ、本当にありがたいと思いますので、今後の取り組みを注視させていただきます。もう一回、もし長期滞在型の旅行商品について、進めている取り組みがあれば教えていただきたいと思います。

○**畠山観光・プロモーション室長** ハクセル美穂子委員からお話しいただきましたとおり、

滞在が長引くことは、観光の消費額の増加にもつながりますので、私どもの目指しているところと合致しますので、今後とも力を入れて頑張っていきたいと思っております。

先ほどお話しさせていただいた高付加価値の商品について例を挙げますと、みちのく潮風トレイルの一例では、1人当たり80万円ぐらいの商品をつくっております。トレイルですので、これは岩手県だけではなく、例えば仙台市から入って松島を見ながらサイクリングで東日本大震災津波伝承館まで来て、陸前高田市に入って、そこでいろいろと楽しんだ後に、今度は浄土ヶ浜まで移動してシーカヤックしたり、あるいは神楽を見たりして、そして八戸市の銭湯なんかも体験しながら、最後は日の出ヨガをして帰っていくというような、長い期間で、たくさんのお金を落としていただける取り組みもあるので、参考にしながら、成功例を横展開しながら、今後いろいろな方々と相談して進めていきたいと思っております。

○**中平均委員** 関連して質問させていただきます。みちのく潮風トレイルについて、今のハクセル美穂子委員の質疑に関連して、端的に1点だけ伺います。経済効果が高いということは、私も重々承知しておりますし、久慈市内のホテルとか、県北・沿岸地域の宿泊施設が結構予約が埋まっていたり、朝某議員を迎えに行くと、海外の方がチェックアウトされていたりとか、先日は、普代村の民宿がイギリスのエージェントと契約して予約が詰まっているというお話も聞きました。

旅行商品の額が大きいのはそのとおりだと思うのですが、ただその中で、より多くの経済効果に結びつく取り組みを考えていかなければならないと思うわけです。

私から一つ提案があるのですが、例えば県北地域では鶏肉、ブロイラー産業があって、雑穀もあって、さまざま健康的な食品があります。スローフードではないですが、そういったより地域に根差した食事を宿泊施設で提供できれば、みちのく潮風トレイルを歩いて健康になる、観光する、さらに食事でも健康になる、というような、食産業的な面でも活用はできないでしょうか。トレイルの考えとも合っていると思っておりますし、そういった点を踏み込みながら、いろいろな展開をお願いしたいなと思うのですが、その点はどうか。

○**畠山観光・プロモーション室長** 御提案ありがとうございます。私どもの考えている目指すところと、まさに一致しております。先ほど高付加価値という言葉を使わせていただいたのですが、今中平均委員がおっしゃったお話が、まさに高付加価値につながっていくと思います。歩くだけではなく、先ほどいただいた健康という点は、昨今の情勢から、とても大きな産業にもつながる効果がありますので、そこはまさに親和性が高いところであると思います。あと、トレイルに関しては、今年度も地元の方々といろいろな話し合いをしたりワークショップをしたりして、今後どうしたらいいかという意見交換を密にさせていただいており、その中でも、歩くだけではなくて、もう一つその周辺で付随した何かを楽しんでいただく、見ていただく、食べていただくというところをどうしたらいいかという意見も出ており、皆さんの考えにも一致していますので、今後より深掘りして進めていき

たいと考えております。

○**中平均委員** せっかく来ていただいて、一人 80 万円、100 万円というお金も使ってもらっていますが、航空券などから考えていくと、地元にとりだけ落ちるのかという点が出てきます。ハクセル美穂子委員が言ったとおり、今は縦のトレイルがメインになっていますが、国でもいろいろなルートを設定しながらやっていこうと動いていますので、その展開をうまくやっていけば、岩手県内がもっと盛り上がってくると思います。私がこの体型で言うのも失礼な話ですが、この体型でもしっかりと歩いて、しっかりとした食生活を送れば痩せると、私と千葉秀幸委員くらいは頑張らなければいけないですね。県北広域振興局でも、振興局長が八戸市からずっと歩いて動画を撮るといふ発信も取り組んでいますので、そういった点を踏まえながら、これからの展開を期待して終わります。

○**千葉伝委員** 最初に説明があった地方独立行政法人岩手県工業技術センターの中期目標の件に絞って、気になった部分をお聞きしたいと思います。

地方独立行政法人岩手県工業技術センターは、古くから技術革新を含めて頑張っていたいただいており、このことについては敬意を表するところであります。今後 5 年間の目標を立てて、岩手県の技術を引っ張っていくということで、お聞きしたいのは、今回目標を定めるに当たって、評価委員会ではどんな意見が出たのか、主なものをお知らせ願いたいと思います。

また、そういった中で、これから質の高い技術を進めていくために、これまでも岩手県単独の研究機関としての部分は、もう恐らくずっとこれまでやってきたのですが、東北 6 県あるいは全国には同じような課題を抱えているところもあると思います。そういうところと共同研究なり連携なり、こういったことはこれまでやっているのでしょうか。私は、これからはそういったことをぜひ取り組んで欲しいと思っています。技術者が限られてくる中で質の高い技術を研究するためには、岩手県単独よりも、ほかの県と共同で取り組んでいく——それは国とのつながりもまた出てくるかもしれませんが、そういった辺りをどう考えているのかお聞きしたいと思います。

○**熊谷特命参事兼ものづくり産業振興課長** 9 月の末に評価委員会にこの素案について御提示し、御説明申し上げました。大筋この内容で異論はないというお話でしたが、委員からは、DX の推進や生産性の向上をどんどん進めてほしいというお話をいただいたところです。そういったものを受けて、県が目標を定めるわけですが、その後の具体的な中期計画は地方独立行政法人岩手県工業技術センターが定めますので、その中で、具体的な行動をいかに取り組むのかを議論しながら進めていく感じになろうかなと思っています。

また、東北地方の他県、他の公設試験研究機関等との連携についてです。千葉伝委員指摘のとおり、センター単体では設備も限られておりますし、マンパワーも限られております。地方独立行政法人岩手県工業技術センターでは、全国の公設試験研究機関であったり、東北、あるいは北東北と中東北という二つのくくりであったり、そういうさまざまな連携体に参加しており、そういった参加を通じて、技術の知識やノウハウの共有、人材交

流を行っているほか、共同研究なども進めていると伺っておりますし、今後もそういった部分を取り組んでいくということを目標の中にも入れていきたいと考えております。

○**千葉伝委員** 共同研究といっても、最終的にその研究成果を学術的に発表するとなると、知的財産とか何かということで、いろいろと問題もあるかもしれませんが、共同研究ということで、両方でという方法もあるのではないかと考えています。岩手県の産業関係を育成していく上でも、そういったことをぜひ深めていただきたいと思います。

それで、人材育成の関係で、先ほども話がありましたが、これから研究人材を岩手県で育成していかなければなりません、高校あるいは大学から研究センターに研究者として入る人は、今全部で100人ぐらいでしょうか、どの程度いるのかはわかりませんが、そういった辺りの人材育成について今後どのように進めていくかということが一つ。

さらに、その先に行けば、岩手県が今新しい計画を進めている、いわゆる知事のマニフェストプラス39の中にも県北・沿岸地域の振興というのが大きな課題となっています。私は岩手県議会議員になって30年経ちますが、これは昔からずっと議論されています。県北地域というとい戸市から北が県北地域になるということですが、私の住んでいる岩手町は含まれないという話になって、いや、それでは困るということで、盛岡以北地域という言葉を使い、盛岡以北地域と沿岸地域の振興を進めてもらいたいというのが私の持論なのですが、それをやっていく上でも、先ほど出た産業技術短期大学校の話にはすごく期待しております。しかし、まだ地域の首長たちや地域の人たちと話を進めていないというのは、どうも私は遅いのではないかと考えています。やはり取り組むのであれば、もっとスピーディーに進めていただきたいと思います、これがまず要望です。商工労働観光部長にお聞きしたいのは、岩手県の全体的な振興を図る、昔は均衡ある発展という言葉もありましたが、そういうことからすれば、地方独立行政法人岩手県工業技術センターの研究の中身を含めて、商工労働観光部としても、先ほど言った盛岡以北地域と沿岸地域の振興を図っていく上で、この計画に基づきこれからどのようなことを考えて進めていこうとしているか、お示し願いたいと思います。

○**熊谷特命参事兼ものづくり産業振興課長** 私から、人材育成の関係について御答弁申し上げます。

地方独立行政法人岩手県工業技術センターは今年の4月1日現在で職員数61名、うち研究員が53名でございます。今後の運営課題という部分にもなりますが、やはり優秀な研究員を確保すること、それから今いる研究員の人材育成や能力開発は重要になっております。センターでも外部の研修等をはじめ、積極的に人材育成をしながら、どんどん変わる企業ニーズに対応できるような能力開発、人材確保を進めておりますし、そういったところで次の計画にも盛り込ませていきたいと考えております。

○**箱石商工労働観光部長** 盛岡以北地域と沿岸地域の振興についてのお話がありました。まず、やはり一つは人材育成ということで、産業技術短期大学校を含めた人材育成施設への期待は、皆様も非常に大きいのだと思います。これから具体的な計画を詰めていきます

が、千葉伝委員御指摘のとおりまだ見えないということで、もやもやしている部分があると思いますので、スケジュールも含めて早めに皆様と共有し、皆様の地元地域の市町村、企業の多くの声を吸い上げ、計画に具体的に取り込んでいきたいと思っております。

また、地域それぞれの特色があり、これまでは県北地域ではアパレル産業だとか、沿岸地域では水産加工業が中心かと思っておりますが、先ほど中平均委員のお話にもありましたが、鶏やブロイラーなど、商工業だけに限らない産業を全体として大きくしていくことが重要だと思っております。食と健康、そしてそれを観光に結びつける、それはブロイラー初め、果樹、一次産業の振興、それらに基づく二次、三次産業との連携というようなことにも取り組み、地域全体として県北・沿岸地域振興につなげていくように、商工労働観光部だけではなく、農林水産部やその他関係部局と連携して取り組んでいきたいと考えております。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は、退席されて結構です。お疲れさまでした。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中2及び3、2変更中2から13、議案第8号令和7年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第13号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、以上3件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤副部長兼県土整備企画室長 初めに、議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第3号）中、県土整備部関係の予算について説明いたします。

議案（その1）の9ページをごらんください。当部関係の補正予算は、国庫支出金の内示に伴う事業費の整理のほか、当初予算編成後に生じた課題に対応するための経費を補正しようとするものであり、表の中ほど8款土木費は35億5,779万1,000円を減額しようとするものであります。補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により説明いたします。なお、金額の読み上げを省略、説明欄の主な内容の説明となりますことを御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の43ページをごらんください。8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費、説明欄1行目、道路環境改善事業費は、橋梁の補修や道路防災対策等に要する経費について国庫支出金の内示等に伴い、補正しようとするも

のであります。下段、3目道路橋りょう新設改良費、説明欄1行目、地域連携道路整備事業費は、緊急輸送道路や物流の基盤となる道路等の整備に要する経費について国庫支出金の内示等に伴い、補正しようとするものであります。

45 ページにまいりまして、3項河川海岸費、2目河川改良費、説明欄1行目、基幹河川改修事業費は、河川改修等に要する経費について国庫支出金の内示等に伴い補正しようとするものであります。

49 ページにまいりまして、6項住宅費、1目住宅管理費、説明欄1行目、がけ地近接危険住宅移転事業費補助は、大船渡市林野火災に対応するため、土砂災害特別警戒区域内の住宅に係る移転費用等への支援に要する経費について補正しようとするものであります。

次に、債務負担行為について説明いたします。恐れ入りますが、議案(その1)にお戻りいただきまして、11 ページをごらんください。第2表債務負担行為補正のうち、当部関係の追加は、2凍雪害対策事業と3都市防災総合推進事業の2件であり、工期等が翌年度以降にわたるものについて期間及び限度額を定めて、債務負担行為を設定しようとするものであります。

12 ページにまいりまして、2変更のうち、2道路環境改善事業から13 河川等災害復旧事業までの12件については、いずれも令和7年度から翌年度以降にわたる工事に係るものであり、事業費等の変更に伴い、それぞれ債務負担行為を変更しようとするものであります。

次に、企業会計1件について説明いたします。少し飛びまして、34 ページをごらんください。議案第8号令和7年度岩手県流域下水道事業会計補正予算(第1号)であります。今回の補正は、債務負担行為を追加しようとするものであります。第2条にありますとおり、令和7年度から令和8年度にわたる流域下水道管理に係る設備購入の部品の納期が12か月を超えることから、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

最後に、負担議案1件について説明いたします。少し飛びまして、41 ページをごらんください。議案第13号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは総合流域防災事業、急傾斜地の土木関係の建設事業に要する経費の一部について受益市に負担させようとするものであります。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第16号特定都市河川浸水被害対策法施行条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木技術参事兼河川課総括課長 議案（その2）の8ページをごらん願います。8ページでございます。議案第16号特定都市河川浸水防止対策法施行条例案について説明いたします。なお、説明に当たりましては、資料、特定都市河川浸水被害対策法施行条例案の概要により説明させていただきます。

1、制定の趣旨は、中段箱囲みにありますとおり、今回馬淵川上流を特定都市河川として指定しようとしており、これにあわせ、法——特定都市河川浸水被害対策法により知事が省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされている雨水貯留浸透施設等の標識の設置について、標識に明示する事項や設置場所など、同法の実施に関し必要な事項を定めようとするものであります。

2、条例案の内容ですが、(1)は本条例の趣旨、(2)は雨水貯留浸透施設の標識の設置について、(3)は保全調整池の標識の設置について、(4)は貯留機能保全区域の標識の設置について、省令と同様の内容を定めようとするものでございます。また、(5)は本条例に定めるもののほか、本条例の実施に関し必要な事項は知事が定めることを規定するものでございます。

3、施行期日ですが、特定都市河川の指定を10月上旬に行う予定であり、条例の施行時期も指定時期に合わせる形で、公布の日から施行することとしております。

説明は以上です。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉秀幸委員 近年、線状降水帯の発生や、豪雨による災害が頻発化していることにおいては、いち早く人員を確保するという意味でもこのような条例を施行することは重要だとまずは思っております。その上で、さまざまそういった箇所が岩手県内には多くあります。私の地元でももちろんありますし、台風なんかでも岩泉町で被害もありました。その上で、この馬淵川を指定したことを否定するわけではないのですが、選定された理由を伺います。

○佐々木技術参事兼河川課総括課長 馬淵川を県として選定した理由ですが、選定する基準としては、近年の浸水被害実績とか、沿川の資産状況とか、それから河川事業の見直しなども総合的に踏まえて検討してきたものです。一戸町においては、令和4年8月豪雨で市街地に大きな浸水被害が発生したことを踏まえ、対策が急がれております。特定都市河川に指定されると、まず国の流域水害対策計画に位置づけたハード事業は予算配分が重点化される話も示されており、そういうことから早期効果発現が期待できるということで、

馬淵川を選定したところでは。

○千葉秀幸委員 被害が多かったことで早急に対策が必要ということは理解したのですが、ただ今回この概要を見ますと、流域治水の計画体制の強化ということで、この水害計画ではおおむね20年から30年の間に実施する取り組みを定めると書いているのですね。ということは、これが施行されたとしても、実際に標識等の設置までには時間を要すると思っておりますが、現実的にこの条例ができた暁には、どの辺をめどに設置まで持っていきたいのかということと、あわせてその財源についてもお示しいただきたいと思っております。

○佐々木技術参事兼河川課総括課長 まず、財源についてですが、ハード整備は、国からの優先的な整備が示されておりますので、そこは重点的に取り組んでいきたいと思っております。そのほか、今言われました流域ということで取り組む対策の話かと思っております、大きくはここに示しており、まずは、流域からの流出抑制対策ということで、雨水浸透阻害行為の許可があります。こちらは、基本的には開発する側が1,000平米以上の開発、例えば今まで田畑などですと、雨が降った場合に地下に水がしみていくのですが、それが舗装されたり開発されたりしますと川に流れ込む水量がふえるということで、1,000平米以上の開発については、調整池的なものをつくるようにということが今回の法で定められておりますので、それは開発する側で手当てしていただくという制度となっております。

あとそのほか、保全調整池や貯留機能保全区域の指定につきましては、まず保全調整池は基本的には既存の施設に対して指定するという考え方ですので、費用は発生しないと考えております。それから、貯留機能保全区域の指定についても、新たに何かものを整備するというのではなく、例えば田畑などの少し低いところなど、もともと遊水池的な機能が自然条件として備わっているところは治水的な効果もあるということで、もちろん地権者の理解が得られることが前提ですが、そのように指定し、保全して、効果を持続的に確保していきたいという考え方です。

○千葉秀幸委員 今回は馬淵川ですが、冒頭に申し上げたとおり、我々の会派——希望いわてや政党の33市町村要望でも要望いただいている箇所がほかにも複数ございます。今回は1箇所ですが、今後どの程度活用していきたいというお考えがでしょうか。あわせて、他県では今回この制度をどの程度利用されているか、把握している範囲で教えていただきたいと思っております。

○佐々木技術参事兼河川課総括課長 まず、他県の指定状況ですが、8月時点で、全国では403河川が指定されており、そのうち、東北管内では77河川が指定されているところで

す。
次に、今後どのように進めていくかという御質問に対してですが、県では、近年の雨の激甚化、頻発化を受けて、流域治水という取り組みに力を入れていくことが大前提です。そういった中で、ハード整備やソフト施策を総合的に、効果的に組み合わせる取り組みでいくという大前提の中におきまして、特定都市河川という指定にも取り組んでいきたいと考えております。

ただ一方で河川管理者が行う河川管理以外に、そういうものはそもそも市町村が行う雨水貯留抑制対策やまちづくりとも密接に関わることもありますし、その中には農林業や都市開発等に関わる関係者の皆様方との関わり合い、あとは先ほど言いましたように、開発については調整池の規制も一部関わることから、その辺は地元市町村の、特に関係する皆さんと丁寧に意見交換をした上で、拡大できるところは拡大していきたいと考えております。

○千葉秀幸委員 いずれ予算の問題等もありますから、徐々にというか順番を追ってということになると思いますが、冒頭に申し上げたとおり、水害被害がどんどん頻発化してきておりますので、そういったところも含めて、市町村とも連携を密に図りながら、今後必要があるところにはぜひとも手当てできるように対策を進めていっていただきたいということを申し上げて終わります。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第19号一般国道281号（仮称）下平トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高瀬道路建設課総括課長 議案（その2）の12ページをごらん願います。議案第19号一般国道281号（仮称）下平トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて説明いたします。なお、説明に当たりましては、資料、一般国道281号（仮称）下平トンネル築造工事の概要により説明させていただきます。

資料の1ページをごらん願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。契約金額は25億5,394万7,000円で、請負率は91.94%。請負者は株式会社銭高組・豊島建設株式会社・株式会社ビルド遠藤特定共同企業体であります。工事概要ですが、本工事は一般国道281号の案内から戸呂町口工区において線形不良箇所を改良し、安全で円滑な交通の確保を目的として、トンネルを築造する工事です。工期は779日で、令和7年度から令和9年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

2ページに入札結果説明書、3ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略さ

せていただきます。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉伝委員 よくわからないのですが、入札調書によると、落札者と、2番手では3,000円の差ということで、一円でも安いほうにということだったので、20億円規模の入札で3,000円ぐらいの差というのはあるのですか。わからないので、聞きます。

○高瀬道路建設課総括課長 今回の入札におきまして、一番金額が低かった今回契約するところと2者目につきましては、確かに3,000円の入札差でございますが、この差は割とよくあるものでございます。企業の積算能力が大分向上しておりますので、県も資材単価等、あとは歩掛かり等も公表しておりますので、非常に積算能力が高くなっており、こういった事態は時々発生いたします。

○柳村一委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第20号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤港湾空港課総括課長 議案（その2）の13ページをごらん願います。議案第20号財産の取得に関し議決を求めることについて説明いたします。なお、説明に当たりましては、資料、財産の取得に関し議決を求めることについてにより説明させていただきます。

資料の1ページをごらん願います。1、趣旨は、空港用ロータリー除雪車の取得に関し、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。2、取得する理由は、花巻空港に配備している17台の除雪車両のうち、老朽化が進んでいる空港用ロータリー除雪車1台について更新しようとするものです。3、取得する財産ですが、名称は空港用ロータリー除雪車、数量は1台、取得予定価格は8,569万円、納入業者は双葉重車輛株式会社、納入期限は令和8年12月25日であり、令和7年度から令和8年度までの2年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、2ページに入札結果説明書、3ページに入札経緯書を添付しておりますが、説明

は省略させていただきます。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○ハクセル美穂子委員 確認のために質問させてください。

まず、このロータリー除雪車の耐用年数というか、大体どれぐらいの年月を想定して使われているのでしょうか。それから、17台配備していることということで、1年ずつ更新していくと全車両の更新に17年かかりますが、どれぐらいの頻度で更新しているのでしょうか。

○伊藤港湾空港課総括課長 まず、ロータリー除雪車の耐用年数についてでございますが、国の省令で除雪車の耐用年数は4年と定められております。ただ、更新の頻度については、国管理空港における車両更新頻度の考え方に準じまして、購入から15年以上を経過したもののうちから、車両の点検結果や修繕実績等により故障のリスクも考慮しながら、優先度を決めて更新をしているところです。17台ありますので、予算が集中しないよう計画的に、平準化を考慮しながら更新するようにしており、今回は1台ですが、年によっては2台更新するときもございます。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第21号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び議案第22号和解の申立てに関し議決を求めることについて、以上2件の議案は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○刈谷建築住宅課総括課長 議案(その2)、14ページをごらん願います。議案第21号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び16ページの議案第22号和解の申立てに関し議決を求めることについてを一括して説明いたします。なお、説明に当たりましては、資料、訴えの提起に関し議決を求めることについて及び和解の申立てに関し議決を求めることについてにより説明させていただきます。

資料1ページをごらん願います。訴えの提起及び起訴前の和解は、県営住宅家賃等を長

期に滞納している者を対象として行っている法的措置です。法的措置を行うまでの流れですが、滞納者に対しては早期から繰り返し督促や納入指導を行い、生活状況に応じて家賃減免を行うなど、滞納の解消に努めております。それにもかかわらず、滞納月が6か月を超え、または滞納額が30万円を超える者のうち、改善が見られず滞納が常態化している者をやむを得ず法的措置の対象とするものです。訴えの提起は、滞納を解消しようとする意思が見られない者に、滞納家賃等の支払いと住宅の明け渡しを求める訴えを提起しようとするものです。また、起訴前の和解は、滞納家賃等に係る分割納入の意思がある者に対し、滞納家賃等の計画的な解消を条件として継続入居を認める和解の手続を行おうとするものです。このことから、訴えの提起及び起訴前の和解申し立てに関し、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

資料の2ページをごらん願います。議案第21号訴えの提起に関し議決を求めることについてです。1、提案の趣旨ですが、家賃の納入に対して誠意が見られず、長期にわたり家賃を滞納している者に対し、県営住宅の明け渡し等請求訴訟を提起するものです。2、原告及び被告ですが、原告は岩手県、被告は県営住宅入居者1名です。3、訴えの趣旨及び原因ですが、被告は県営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、再三にわたる訪問または電話連絡にも応じない状況にあり、県からの明け渡し請求等にも応じない相手方であることから、県営住宅の明け渡し、滞納家賃等の支払い及び住宅の明け渡し期限の翌日から明け渡しをする日までの期間に家賃に代わって支払うべき金銭の支払いを求めようとするものです。被告に係る滞納家賃等の状況ですが、令和7年8月末現在で131万円余となっています。

続きまして、資料の3ページをごらん願います。議案第22号和解の申し立てに関し議決を求めることについてです。1、提案の趣旨ですが、県営住宅の家賃等を多額に滞納している相手方から、滞納家賃等の支払いに関し和解を求められたことから、これに応じ、起訴前の和解の申し立てを行うものです。2、和解の申立人及び申し立ての相手方ですが、申立人は岩手県、申し立ての相手方は県営住宅入居者7名です。3、和解の内容ですが、滞納家賃等は分割して所定の期日までに支払うこと、和解成立後の毎月の家賃等は所定の期日までに支払うこと、これらの支払いを怠った場合には、県は入居者に対し何らの通知・催告を要せず、県営住宅の明け渡しを求め、入居者は県に対し滞納家賃等の全額を支払うとともに、速やかに住宅を明け渡すことです。なお、和解をしようとする相手方の滞納額につきましては、令和7年8月末現在で、最も高額の相手方で144万円余、少額の相手方で21万円余となっております。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 この訴えまたは和解の経緯はわかりましたが、前段に生活等に応じた家賃減免制度の適用とあります。現在生活状況に応じて家賃の減免制度を適用している例は何件ぐらいあるのですか。

○刈谷建築住宅課総括課長 家賃減免制度を適用している住戸の数について質問いただきました。令和7年8月末現在で、減免世帯数は453世帯となっております。

○軽石義則委員 その制度を適用しても解決できないための訴えであり、和解であるという考え方でよろしいのでしょうか。

○刈谷建築住宅課総括課長 県営住宅の家賃は、その方の収入により決定しているところであり、それぞれの入居者の方の事情に応じて、減免させていただいているところです。家賃の算定上、収入額の申告がなければ家賃の算定ができないこと、それから減免に関しても、御家庭の事情について申告いただくことが家賃決定の際の要件となっているところであり、それぞれの世帯から事情を聞きながら対応をしているところです。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から汚水処理県構想いわて汚水処理ビジョン2025（仮称）について発言を求められておりますので、これを許します。

○佐々木下水環境課総括課長 お手元にお配りしています資料に当たりまして、資料1は、汚水処理県構想いわて汚水処理ビジョン2025（仮称）概要版で、今後パブリックコメントにかける内容でございます。本日は、資料2の商工建設委員会説明用で説明させていただきます。

それでは、資料2をお開き願います。資料2の2ページをごらん願います。ビジョン策定の趣旨と背景でございますが、いわて汚水処理ビジョンとは、県内の汚水処理施設を経済的かつ効率的に整備するための構想であり、整備手法を選定する際には市町村の意見を反映して作成しております。現行のいわて汚水処理ビジョン2017が令和7年度をもって終了となり、現行ビジョンの期間中においても能登半島地震や埼玉県八潮市の道路陥没事故などをはじめとする大きな社会情勢の変化があり、これらの内容を取り入れた新たなビジョンを策定する必要が生じております。

次に、3ページをごらん願います。ビジョンの策定体制ですが、ビジョン策定に当たっては、県が事務局となり素案を作成し、図の上部にある県と市町村で構成する岩手県汚水

適正処理推進会議に諮りながら協議、検討を進め、最終的に承認されることで、新たなビジョンが策定されるものです。策定の途中段階では、左側の学識者、有識者で構成するいわて汚水処理ビジョン検討懇談会や、右側の県民へのパブリックコメントを実施し、さまざまな意見をビジョンに反映しながら作成してまいります。

次に、4ページをごらん願います。ビジョンの理念と構成ですが、左側に理念を記載しており、理念は六つで、現行ビジョンに掲げている内容とほぼ同じ内容となっております。右側は、左側の六つの理念に基づき具体的に取り組む内容として、1の汚水処理施設の整備から7の広報活動・普及啓発までの七つの章立てで構成しております。

次に、5ページをごらん願います。ビジョンの取り組み項目の概要ですが、ビジョンの期間は令和8年度から令和17年度までの10年間としております。

以降、個別の取組項目については、主な取組項目のみ説明いたします。1の汚水処理施設の整備では、令和17年までに集合処理の概成を目指します。2の資源・エネルギーの活用では、再生可能エネルギーなどGXの導入を推進します。3の汚水処理事業の経営では、人・物・金不足の解消のため、ウオーターPPPをはじめとする新たな官民連携方式の導入を推進します。

次に、6ページをごらん願います。4の汚水処理施設の維持管理では、埼玉県八潮市の事故を踏まえ、下水道施設のリダンダンシー・メンテナビリティの確保に関する計画策定を推進します。5の災害対策では、能登半島地震を踏まえ、上下水道一体化の考えに基づき、耐震化計画の策定、見直しを推進します。6の雨水対策では、近年の豪雨災害の頻発化を踏まえ、雨水施設整備による内水により氾濫するおそれのある面積の1,000ヘクタール低減及び雨水施設整備率30%を目指します。7の広報活動・普及啓発では、NPO法人等の関係団体とも連携し、幅広い世代への魅力的な情報発信に努めます。

次、7ページをごらん願います。ビジョンの今後の策定スケジュールですが、本日の商工建設委員会での事前説明後、10月から11月にかけてパブリックコメントを実施し、意見の取りまとめを行います。その後、11月から12月にかけていわて汚水処理ビジョン検討懇談会を開催し、県への意見をいただき、事務局で全体の取りまとめを行った後、1月から2月にかけて岩手県汚水適正処理推進会議を開催し、次期ビジョンが承認される予定でございます。次期ビジョンの承認後2月定例会の商工建設委員会で説明し、3月に汚水処理県構想いわて汚水処理ビジョン2025を公表する予定でございます。

以上で汚水処理県構想いわて汚水処理ビジョン2025（仮称）についての説明を終わります。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対する質疑を含め、この際何かありませんか。

○村上秀紀委員 では、私から1件だけ質問をいたします。

盛岡南部幹線道路の県道昇格について、盛岡市から矢巾町を經由して紫波町に至る幹線市町道は、並進する直轄国道や補助国道を補完して、盛岡広域南部の通勤・通学や物流、医療機関への救急アクセスなどへの交通需要に対応していますが、現在厳しい地方財政状

況により、維持管理に大変苦慮しております。令和6年度に矢巾町が実施した交通量調査では、盛岡市道西部線から紫波町道西部開拓線までの中間点である矢巾町道西部開拓線における交通量は、24時間で1万800台、盛岡市道東見前手代森線から紫波町道長岡徳田線までの中間点である矢巾町道中央1号線における交通量は、24時間で1万9,600台となっています。つきましては、これらの盛岡南部幹線道路は、3市町の市街地の発展や一般国道4号盛岡南道路の完成により、交通環境が激変することが想定されますので、早期の県道昇格を要望いたしますが、現在の県の考えを伺います。

○**澤田道路環境課総括課長** 県道昇格の考え方についてでございますが、現状は、地方的な幹線道路網を構成する道路で、かつ主要地と主要地を結ぶ道路や、主要停車場と主要な観光地と結ぶ道路など、道路法第7条第1項各号の要件を具備していることとしております。路線の認可に当たっては、道路法で規定する認定要件をクリアしたものについて、市町村道と県道の機能分担や地域の交通ネットワークの在り方、県道として管理する必要性等を踏まえ、総合的に判断しているところでございます。

○**村上秀紀委員** ということで、こちらの県道昇格については今どのような判断をされているところなのでしょうか。

○**澤田道路環境課総括課長** 県道昇格につきましては、先ほど申し上げたとおり、総合的に判断しております。また、道路管理者間の調整により、管理路線の交換とか、そういったことを行った事例もございますので、そういうことを踏まえまして、総合的に検討を進めていきたいと考えているところです。

○**村上秀紀委員** もう少し具体的に伺いたいのですが、例えば今お話しした交通量の台数とか、あと今後の盛岡南道路の完成による環境の変化とか、こういうのを鑑みて、この路線は見込みがあるのかなのか、どうなのか、その辺はつきり教えてもらっていいですか。

○**澤田道路環境課総括課長** 当該路線につきましては、かねてから検討されている路線であり、その中で県としても県道昇格について取り組んできたところです。平成25年には矢巾西安庭線という多少混んでいる路線を県道昇格させるなど、一環で取り組んできております。また、盛岡南幹線の紫波盛岡線につきましては、交通量、盛岡和賀線とか、国道4号とか、南北の縦軸の広域交通を分担している道路として、非常に重要と考えておりますが、道路構造とか、地下占用物件とか、維持管理の問題とか、そういったことも状況を確認しながら進めてまいりたいと考えているところです。

○**村上秀紀委員** これまでは、要望は大変難しいものという回答をいただいております。ただし、この盛岡南道路の事業化によることとか、これまでとはさまざま環境が変化していると思いますし、県道に昇格するとすれば、県道と市町村、町道とかの交換も当然必要になると思うのですが、つまり今はまだまだ実現には難しいと判断しているということですか。それとも、例えば今A、B、CでCランクであれば、Bランクに上げるためには、どういうことがあればいいとか、何か具体的にあるのですか。特に西部開拓線は、数十年までではないけれども、紫波町ももう十数年要望していると思うのです。懲りずに要望は

していますが、何かその進展に向けての方法があるのであれば、具体的に教えてもらいたいと思います。

○**澤田道路環境課総括課長** 当該路線につきましては、今年もパイプラインが破裂して流出するという事故もありましたので、やはり地下占用物件の状況とか、その辺の確認をさせていただきながら取り組んでまいりたいと考えているところです。

○**軽石義則委員** まず、汚染処理ビジョンについて1点教えてほしいのですが、処理推進会議には広域圏ごとに2名の首長が入っている構成のようですが、具体的に、この推進会議で広域圏ごとの市町村からどのような要望や意見が出されているのでしょうか。

○**佐々木下水環境課総括課長** 汚水適正処理推進会議では、さまざまな市町村に出席いただき、御意見をいただいております。その中で出されている意見の中では、普及するためには個別処理の浄化槽の推進がやはり欠かせないといったところもあって、県でかさ上げ補助等ができないかというような御意見もいただいております。また、指標について、今は2017のビジョンのほうで掲げています汚水処理人口普及率がございしますが、こういったところを推進するための指標とすれば、こういった普及率のほうが適正ではないかというような御意見をいただいているところです。

○**軽石義則委員** それはどの広域圏も大体同じような意見ということでいいのでしょうか。

○**佐々木下水環境課総括課長** 広域圏ごとに個別の特徴というのはございませんが、出席いただいている市町村からの御発言があるということを踏まえると、基本的には33市町村ともそういった意見があるかと考えてございます。

○**軽石義則委員** これからパブリックコメントで、県民を含めていろいろな考え方が示されると思います。我々も市町村を回ると、やはり下水環境に関わる要望等も出されておりますし、それが実現するのはハードルが高いこともあると思いますが、市町村にすれば、実施するための予算措置を含めたしっかりとした裏付けが、非常に悩ましいところではないかと思います。実際にその要望には応えていつているのですか。難しいところは検討して、さらに国とも連携しなければならないこともあると思いますが、どのような対応になるのでしょうか。

○**佐々木下水環境課総括課長** 予算的に関しましては、集合処理であります下水道ですと、国の予算ですと、管渠の普及の予算額が非常に低い状況ですので、県としても粘り強く国に要望してまいりたいと考えておりますし、浄化槽の整備に関しても、基本的には県でも市町村への補助を行っております。そういった中で、新たな国の制度でかさ上げを認めていただいている部分もありますので、そういったところを市町村に活用していただくよう助言なども進めている状況です。

○**軽石義則委員** 現場では浄化槽も設置するには大きな支援もありますが、設置後の維持経費がかなり長い年月かかることとなりますので、それらに対する実状と伺いますか、もしかしたら、実は普及させたいができないという課題があるかもしれませんので、それは

しっかりこのビジョンの中に取り入れていただけるように、まずは県民からいろいろな声を聞いた上で、また案が我々に示されると思いますので、そこでしっかり見たいと思います。

次に、先ほど県営住宅の滞納の件のお話もありましたが、県営住宅の現状はどのようになっているかお聞きいたします。入居状況も地域ごとによりバランスが崩れているというか、利用率の高いところがあるようですが、利用率によっては団地共用部分にかかる経費が入居者の負担となってくることもあると思います。災害公営住宅も整備をして、大分被災者の皆様方でも再整備によって生活を新たに始めた方々もいらっしゃいますが、現状、その入居状況をどのように把握をされているでしょうか。

○刈谷建築住宅課総括課長 県営住宅の入居状況についてですが、令和7年6月末時点で、一般の県営住宅は5,100戸、災害公営住宅1,760戸の合計6,860戸を管理しております。入居状況につきましては、政策的な空き家を除いたものになりますが、一般県営住宅が3,425戸の入居で入居率は80.9%、災害公営住宅が1,431戸の入居で82.0%、全体の4,856戸で入居率81.2%となっております。

○軽石義則委員 この81.2%は、県としては目的を十分に達成している入居率なのか、それとも100%に限りなく近づける努力をしていかなければならないものなのでしょうか。地域性もありますし、特に災害公営住宅にはいろいろな条件もあったようですが、それはもう大分年数も経ってきて緩和してきているとも聞いておりますが、それらも含めて、この利活用も今後は考えていかなければならないと思うのですが、その部分についてはどうでしょうか。

○刈谷建築住宅課総括課長 県営住宅の利活用の現状についてであります。空き住戸への入居の促進施策ということで、令和2年度からですが災害公営住宅において被災者以外の方の入居を可能とする、いわゆる一般入居、一般募集を始めているところです。また、翌令和3年度からは空室率の高い団地において、一般の県営住宅と災害公営住宅の双方で通年募集を行う常時募集を行っております。さらに、令和3年11月までに災害公営住宅に入居した被災者の方々につきましては、収入超過者として認定される収入基準を令和4年の4月から引き上げ、一般の方も含め、子育て世帯向けの入居要件緩和ということで見直しをしており、さらなる居住の安定を図っていきたくと考えております。

加えて、空き住戸の利活用ということでございますが、入居促進施策としては、県営住宅の目的外使用ということで、令和3年度から若者の地元定着も目的とした若者地域応援住宅支援事業、それから令和4年度からは県外からの移住定住の拡大を目的としたいわてお試し居住体験事業を現在まで実施しているところです。

○軽石義則委員 いろいろな工夫を凝らして利活用を促進することも大事だと思いますし、入居者の高齢化により、いわゆる自治運営組織が非常に難しい状況も出てきているとも聞いております。あとは、共用部分の負担率も今後どう県営住宅を有効活用していくか。雇用の確保も、いわゆる雇用促進住宅は今ありませんから、中小企業が自ら住宅を整備し

て管理するのも厳しくなってきましたので、公営住宅をどう活用していくかというのも大事な時代に来ているのではないかと私は考えております。若者の皆さんに入っていただき、団地や地域の自治会を含めて連携が取れ、活性化されたという例も聞いておりますので、そういう部分をさらに活用するには、今教育委員会でも高校再編に伴う学生寮の整備とか、通学範囲の拡大にどう対応するかとか、いろいろな課題も出てきておりますので、県立高校のみならず、私学も含めて、そういうものにも活用して、まず民業を圧迫するようなことのないように共存できるのが一番いいと思うのです。経費を抑えるには公営住宅の活用が大事ではないかと思うのですが、今後古い県営住宅の修繕などの課題が発生することもあると思いますが、それらも含めた課題について、今後どう取り組んでいくということが今あれば、あわせてお示し願いたいと思います。

○刈谷建築住宅課総括課長 まず、入居率の評価ということで、入居率 100%を目指すのかというお話がございました。利用率が高くなればなるほど、評価が高くなるということですので、目指すところはそのようなことになります。一概には言えませんが、そういった地域の状況を見ながら、入居率向上に対応していきたいと思っております。

続きまして、県営住宅の課題についてですが、先ほども申しました令和7年6月末現在で入居率 81.2%ということで、近年減少傾向にあり、既存ストック活用による入居率の向上が課題となっております。また、65歳以上の高齢者を含む世帯が約 52%と、入居者の高齢化に伴い自治会活動が困難になっているという声もあることから、若者世代の入居促進に取り組む必要があると考えております。

そして、今後の取組についてです。これは県の重要施策であります。まずは人口減少対策ということで、県営住宅のストックを活用した若者支援、それから県外からの移住促進に向けた取り組みを今まで実施してきたところ。そのうち若者支援につきましては、Wi-Fi 環境を整備した県営住宅を低廉な家賃で貸し出す若者・地域応援住宅支援事業を通じ、若者の地域への定着、それから活躍を応援し、加えて地元の自治会活動への参加を要件とすることで、地域活動の活性化も期待しているところです。この事業では、個人としての入居のほかに、地域の雇用も踏まえて、社有住宅や学生寮としての活用も行ってきたところ。こちらにつきましては、現在、県内企業のほかに県内の自治体からも相談を受けており、地域と連携の上、県の重点施策の推進に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○軽石義則委員 いろいろと工夫を凝らして取り組んでいただいているということは理解しましたし、よりそれらが有効に活用できるよう現場の皆さんと意見交換をした上で、さらに進めていただきたいと思っております。

次に、県管理道路等の現状についてお聞きします。市町村を回りますと、道路が、非常に壊れているというのはあれですけれども、損傷箇所が見受けられ、なかなか穴を埋めてくれないとか、そういう声も聞こえてきております。きょうは国の査定による減額の家が出ていましたが、やらなければならないことは減っておらず、逆にふえているのではない

かと思うところですが、現在の県管理道路の損傷状況をどのように把握して、その情報収集は県の担当者レベルだけでは難しいのではないかと考えているのですが、その部分はどのように把握されているのでしょうか。

○澤田道路環境課総括課長 県管理道路の損傷状況でございますが、県では国道、県道合わせて約4,200キロの道路を維持管理しており、舗装やガードレール等の交通安全施設等について、経年劣化等で一部施設の損傷を確認しているところです。情報収集につきましては、4広域振興局において4道路区分管内で28班体制により255の全路線を週1回ないし2回の頻度でパトロールしており、道路の異常等の迅速な把握に努めております。また、道路利用者や地元等から情報提供をいただく場合もございます。

○軽石義則委員 距離数はわかったのですが、今把握している破損状況の箇所数はどれくらいでしょうか。

○澤田道路環境課総括課長 現在の箇所数は今把握できておりませんが、パトロールした都度、異常箇所の集計等はしており、結果をトータルでは押さえることはできますが、今現在はこの場では把握できません。

○軽石義則委員 それぞれの広域振興局の土木センター等で把握して、その積み上げが県庁に上がってきた上で、修繕予算を組み立てていると思うのですが、その上で、どのような規模で把握しているのかという思いがありました。しっかり地域単位で取り組んでいるということで理解しています。毎回議会に報告されている損害賠償の件数が、私とすれば何かふえているような気もするのですが、その現状はどのように把握されているのでしょうか。

○澤田道路環境課総括課長 道路管理瑕疵に係る損害賠償の推移でございます。年によってばらつきがございますが、県管理の国道及び県道において、令和2年度から6年度までの過去5年間に発生した道路管理瑕疵事故に係る損害賠償の平均年間件数は22.6件で、金額は358万円余となっております。過去5年間の賠償件数113件の内訳は、穴ぼこによるものが39件、落石によるものが22件、木の実等の落下物によるものが16件となっており、最も多い穴ぼこによる事故は年平均10件程度生じているところです。

○軽石義則委員 広い岩手県でこの件数が妥当かどうかは比較検討ができませんが、やはりできるだけ県民の安全確保はしていかなければならないと思いますし、損傷以外にも、いわゆる境界線からはみ出てきた樹木で見通しがきかず、大型車が擦れ違ふときに中央に寄ってきて事故になるなど、そういう危険箇所もかなり見られるのですが、樹木の伐採等についても、同様に把握されて対応されているのですよね。

○澤田道路環境課総括課長 樹木の対応につきましても、同様に道路パトロール等により早期発見に努めておりまして、その都度対応してまいります。

○軽石義則委員 今は強風がどこで吹くかわからない気象状況ですし、ことしは暑い夏だったので、冬は厳しいのではないかと話もあります。県有地にある樹木であれば県の管理でできますが、接近する民有地についても、やはり県の道路管理という立場上、民間

の皆さんの協力を得て進めていかないとはいけません。重大事故になってから、なぜあのときできなかったのだろうということもかなりありますので、ぜひそれらも含めて、今後もしっかり対応していただくことをお願いして終わります。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これで審査を終わります。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。

今年度の当委員会の調査についてであります。去る10月2日開催の正副常任委員会委員長会議での申し合せを受け、お手元に配付しております令和7年度商工建設委員会調査計画（案）のとおり調査を実施することとし、調査の詳細につきましては当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、お手元に常任委員会調査実施要綱を配付しておりますので、御確認願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。